

○傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則

北海道公安委員会規則第9号

平成12年8月11日

改正 平成13年3月30日公安委員会規則第7号、14年10月1日第7号、21年3月31日第4号、22年3月12日第2号、23年3月22日第2号、28年11月29日第8号、令和2年3月27日第9号

傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則をここに公布する。

傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則

北海道警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項に規定する北海道公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 北海道警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官
- (2) 北海道警察方面本部の生活安全課、捜査課、鑑識課、交通課、警備課及び十勝機動警察隊に勤務する警視以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警視以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、法の施行の日（平成12年8月15日）から施行する。

附 則（平成13年北海道公安委員会規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年北海道公安委員会規則第7号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成21年北海道公安委員会規則第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年北海道公安委員会規則第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年北海道公安委員会規則第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年北海道公安委員会規則第8号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和2年北海道公安委員会規則第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。